

2011年5月6日

徳島大学長 香川 征殿

徳島大学病院長 安井 夏生殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 中嶋 信

6h パート看護助手の契約条件改善の病院長交渉申し入れ

日々徳島大学病院の発展のためご尽力のことと存じます。

さて、標記の件につき、病院長交渉を申し入れます。交渉の日時につきましては、おおむね1カ月以内（5月中～6月上旬ごろまで）を希望します。

【趣旨の説明】

現在、看護助手には独法化以前から契約している6時間パート職員（契約更新回数の制限なし）、7時間45分契約職員（契約更新回数の制限なし）、正規雇用職員と、独法化以降に契約している6時間パート職員（契約期間の上限3年）、7時間45分契約職員（契約期間の上限3年）という五つの雇用形態があります。これらは、労働時間以外の労働内容については全く同一であるにもかかわらず、大きな待遇格差があります。具体的には、正規雇用職員であれば月給制でボーナスや退職金も支給されますが、契約職員は日給制で退職金がなく、さらに6時間パートは時給制でボーナスも退職金もありません。こうした状況は、同一労働同一賃金の原則に照らして著しく不正義というべきです。

契約更新回数の定めのない6時間パート職員の看護助手は現在4名が在職しており、契約職員への契約変更を希望していますが、看護部等の説明では、「その場合新規契約となり、3年の雇用期限がつく」といわれております。今回の交渉では、その4名を、雇用期限の定めのない7時間45分契約職員へと契約変更することを申し入れるものです。

現在、全国的に大学病院の労働環境の悪化が社会問題となっており、その改善のためには経験ある職員の力を有効に活用することが必要であると考えます。また、雇用期限付きの「使い捨て」のような契約形態に対しては、社会的な非難も高まってきているところで、4月19日の学長と組合の懇談会では、学長自身が「病院などの有期雇用職員については雇用期限の撤廃についても説明が付きやすい」とおっしゃいました。

上記の事情にかんがみ、組合としては基本的にすべての職種について雇用期限の撤廃もしくは延長を求めています。今回、その第一歩として上記4名の6時間パート職員（契約更新回数の制限なし）を、7時間45分契約職員（契約更新回数の制限なし）へと契約変更するように求めます。